

# 平成20年度決算に基づく 吉田町財務書類

## 総務省方式改訂モデル

- 1 貸借対照表
- 2 行政コスト計算書
- 3 純資産変動計算書
- 4 資金収支計算書

平成22年2月

吉田町役場 企画課

# 目 次

第1章	はじめに	・・・	1
1	制度の背景		
2	公表モデル		
第2章	対象となる会計範囲	・・・	4
1	吉田町の作成範囲		
第3章	財務書類	・・・	5
1	貸借対照表	・・・	5
(1)	貸借対照表とは		
(2)	貸借対照表の中身		
(3)	財務分析		
2	行政コスト計算書	・・・	18
(1)	行政コスト計算書とは		
(2)	行政コスト計算書の中身		
(3)	財務分析		
3	純資産変動計算書	・・・	28
(1)	純資産変動計算書とは		
(2)	純資産変動計算書の中身		
4	資金収支計算書	・・・	32
(1)	資金収支計算書とは		
(2)	資金収支計算書の中身		
(3)	財務分析		
第4章	おわりに	・・・	35

# 第1章 はじめに

## 1 制度の背景

地方公共団体の事務は、地方自治法に掲げられているように、住民の福祉の増進を目的として最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。その財源の多くは税金によって賄われているため、資金が間違いなく管理されているか、議会で議決された予算に従って適正に支出されているか、歳出に必要な財源が歳入として確保されているかなどを確認する必要があります。この目的に最も適しているのが現行の公会計制度です。具体的にいえば、一年間の現金の収支に着目し記録をした「現金主義・単式簿記」が採用されています。

しかし、この制度は一年間の現金の動きが分かりやすい反面、町の資産や負債の実態、行政サービスを提供するために発生したコスト情報が不足しているといわれています。そこで総務省は、平成18年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年指針）」により、地方公共団体に「発生主義・複式簿記」による企業会計的手法の導入を求めました。これが今日進められている「新地方公会計制度改革」の始まりです。公会計処理の中に発生主義の概念を取り入れることで、資産と債務の視点（ストック情報）、そして行政サービスに要した総コストの視点（コスト情報）、資金の種類や年間変動の視点（収支情報）、そして行政サービスに対する世代間負担や資産価値の変動の視点（その他の情報）という、4つの視点から財務分析を行うことができるといわれています。

総務省からの「新地方公会計制度改革」の要請を受け、すべての地方公共団体は、岡山県倉敷市で検証実験が行われた「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル（以下「基準モデル」という。）」か、静岡県浜松市で検証実験が行われた「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル（以下「総務省方式改訂モデル」という。）」のどちらかを選択するか、若しくは、独自の公会計モデルの開発を行うかなど、いずれかの方法により4つの財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を整備していくことになりました。

## 2 公表モデル

総務省は、平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」を公表し、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つの公表モデルを提示しました。

「基準モデル」とは、民間の会計実務を基本に、資産や税金などの地方公共団体の特性を加味して作成するもので、資産・債務管理や予算編成などに活用できるという特徴があります。また、作成初年度から固定資産台帳に基づき、貸借対照表の有形固定資産評価額を計上するほか、表記の方法も企業会計実務と同じように「勘定科目」が用いられます。

一方、「総務省方式改訂モデル」は、各団体のこれまでの取組を尊重するとともに、作成事務の負担軽減を図ることなどに重点を置くもので、既存の決算統計の情報を活用して作成します。このため、このモデルの場合、新地方公会計制度で求められる情報を網羅した固定資産台帳を整備するまでに十分な準備期間を設けることができ、着実な資産評価を行うことが可能になります。また、表記の方法も自治体会計で馴染み深い目的別の表記も取り入れて作成されます。

新地方公会計制度に基づく財務書類の公表に当たり、当町では、両モデルの特徴や作業効率を考慮するとともに、町民の皆さまが「税金が、何のために、いくら使われたのか」を把握しやすい、「総務省方式改訂モデル」を採用することにしました。

しかしながら、資産評価については、「基準モデル」で示されている評価方法を目指すものですので、現在、取得原価をもって有形固定資産計上額としているものについては、今後、段階的に資産評価を進め、財務書類に反映させていく予定です。

<用語解説>

※現金主義…現金の出入りの時点で整理する考え方

※単式簿記…一つの取引について一面（一つの科目）を把握し、その増減を記帳するもの

※複式簿記…一つの取引によって生ずるある価値の増加と、他の価値の減少の両面を記帳するもの

※発生主義…取引や損益の発生時点で整理する考え方

※ストック…過去から現在に至る経済活動が蓄積されたもので、ある一時点における量を示すもの

※フロー…一定期間内に行われた経済活動を示す。

※勘定科目…複式簿記による「貸借対照表」等に計上するために同種類、同性質の経済価値ごとに定められた名称



## もっと知ろう！新地方公会計制度＝その1＝



### <なぜ、新地方公会計制度は必要なの？>

現金主義の会計処理方法は、なんと言っても、誰にでも分かりやすいという長所があります。

自治体は民間企業のように複雑な債務関係があまりないので、現金主義によってもその財務の実態はとらえられるのです。ただし、短所もあります。借金である地方債が収入にあげられているのは、その最たるものです。また、自治体会計では、現金の移動は記録されますが、会計処理において現金以外の資産や債務の情報が蓄積されません。例えば、地方自治法では、現金以外の財産を公有財産、物品、債権及び基金に分類し、その性質に応じた適切な管理を求めています。しかし、その各々が別々の基準で管理され、その価格を把握していない財産もあります。自治体会計では、統一的な基準に基づいてストック情報を一覧できる仕組みがありません。

そして、自治体会計は、減価償却費や引当金等の非現金情報が計上されず、それぞれの事業（行政サービス）に要した正確なコストが把握できないという問題点も抱えていました。そのため、現行の「単式簿記・現金主義会計」を補足する資料が必要となります。

#### 【用語解説】

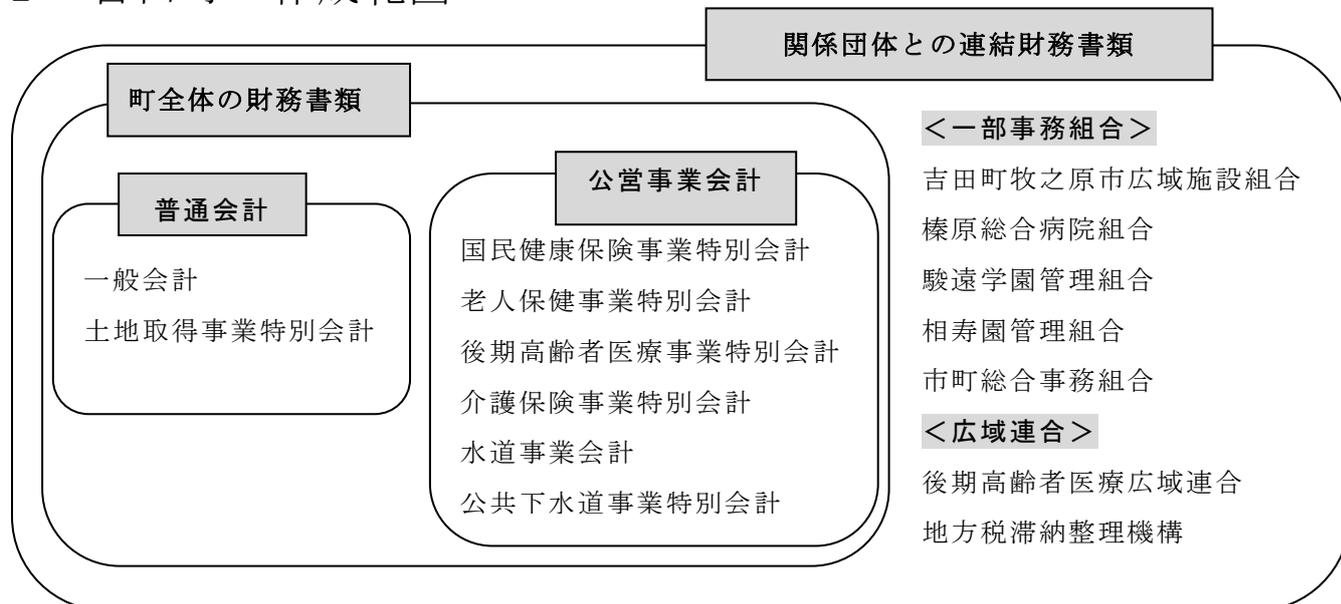
減価償却…建物や自動車などの固定資産は、使用や時間の経過によって価値が減少していきます。

この価値の減少部分について耐用年数に応じて費用として計上し、同時に固定資産の帳簿価格を減少させる手続き。（20 ページ参照）

引当金…将来の資産の減少に備え、合理的に見積ることができる範囲の額を見込んで計上する勘定科目（13 ページ参照）

## 第2章 対象となる会計範囲

### 1 吉田町の作成範囲



町は、一般会計で行っている事業以外にも、公営事業や一部事務組合事業などと密接な関わりを持って事業を行っています。これまで個別の会計では資産や債務を確認することが可能でしたが、すべての資産や債務を総合的に確認することができませんでしたので、関係団体を対象とした連結財務書類も作成しました。これにより、今まで以上に資産・債務管理の透明性が高い財務情報を公表することができるようになります。



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その2＝



#### <2つのモデルがあるけど、連結財務書類は作成できるの？>

「総務省方式改訂モデル」は、自治体会計で馴染み深い「予算科目」を活用し、目的別の表記も取り入れて貸借対照表、行政コスト計算書を作成しています。

一方、「基準モデル」は、企業会計実務を基に作成されているため、表記には「勘定科目」が用いられています。

連結財務書類を作成する際に、連結対象団体でモデルの選択に違いが生じても、両モデルの最大公約数的な科目や表現を考慮した財務書類「両モデル比較用貸借対照表」が示されているため連結財務書類は作成できます。

(注)「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」は、固定資産の範囲、評価方法等に違いがあります。

## 第3章 財務書類

### 1 貸借対照表

#### (1) 貸借対照表とは

ある一時点において、町がどれほどの資産や債務を有しているのかを示すものです。

貸借対照表は、住民サービスを提供するために保有している財産とその財産をどのような財源で調達してきたのかを総括的に対照表示した一覧表で、「資産」「負債」及び「純資産」から構成されています。貸借対照表の左側（借方）に当町が保有している「資産」を示し、右側（貸方）に資産を形成したために将来の世代が負担し今後支払が必要になるもの「負債」と、これまでの世代が既に負担し支払の必要がないもの「純資産」がいくらあるのかが示されています。

左側（借方）に計上している資産の残存価格と、右側（貸方）に計上している負債残額と純資産残額を加算した金額が同じであることから、バランスシートとも呼ばれています。

地方公共団体の各会計における決算書は、1年間にどのような収入があり、何にいくら使ったのか（支出したのか）を明らかにしているものです。しかし、個々の会計における決算書だけをみても、その地方公共団体全体として現在どれだけの資産があり、どれだけの負債があるのかが把握しにくいものになっています。

そこで「町全体の貸借対照表」を作成し、当町がこれまでに取得した土地や建物などの資産の状況と、その資産を形成するための財源がどのように調達されたかを明らかにしました。

貸借対照表の概略図（説明）

借 方	貸 方
<p><b>[資産の部]</b></p> <p>資産には、将来の世代に引き継ぐ社会資本と債務返済の財源等を計上します。</p> <p>1 公共資産 決算統計が開始した昭和 44 年度から現在までに蓄積された資産の取得原価を計上</p> <p>&lt;土地・建物等&gt; (将来世代に引継ぐ社会資本＝行政サービス提供能力)</p> <p>2 投資等 他団体への出資金や貸付金、すぐに使う予定のない預金等を計上</p> <p>3 流動資産 必要に応じてすぐに使える現金や預金を計上</p>	<p><b>[負債の部]</b></p> <p>負債とは、将来支払義務が生じて資金の流出をもたらすものです。作成時点から支払時期が1年以上の「固定負債」と1年以内の「流動負債」に区分して計上してあります。 (将来の世代の負担となる借金)</p>
	<p><b>[純資産の部]</b></p> <p>住民サービスを提供するために保有している資産に対応する財源のうち、返済の必要がないものです。</p> <p>決算統計が開始した昭和 44 年度から現在までに蓄積された資産の財源で、固定資産の減価償却に合わせて償却を行い計上します。</p>

(注意)

昭和 43 年度以前に町に帰属していた「土地」や「建物」等については、「貸借対照表」に含まれていません。

## (2) 貸借対照表の中身

当町における平成 20 年度末の「町全体の貸借対照表」は、次のとおりです。

### 町全体の貸借対照表 (簡略図)

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 公共資産		1 固定負債	
(1)有形固定資産	67,090,334	(1)地方債	18,605,218
(2)無形固定資産	10	(2)引当金(退職手当引当金)	
(3)売却可能資産	1,387,278		1,322,053
公共資産合計	<u>68,477,622</u>	固定負債合計	<u>19,927,271</u>
2 投資等		2 流動負債	
(1)投資及び出資金	217,217	(1)翌年度償還予定地方債	1,247,918
(2)貸付金	28,406	(2)賞与引当金	85,017
(3)基金等	2,168,859	(3)その他	33
(4)長期延滞債権	384,321	流動負債合計	<u>1,332,968</u>
(5)回収不能見込額	△89,585		
投資等合計	<u>2,709,218</u>	<b>負債合計</b>	<b>21,260,239</b>
3 流動資産		純資産の部	
(1)資金	2,424,313	1 公共資産等整備国県補助金等	
(2)未収金	226,893		<u>12,738,328</u>
(3)その他	9,070	2 公共資産等整備一般財源等	
(4)回収不能見込額	△50,134		<u>41,507,502</u>
流動資産合計	<u>2,610,142</u>	3 その他一般財源	<u>△1,746,215</u>
4 繰延勘定	<u>37,668</u>	4 資産評価差額	<u>74,796</u>
		<b>純資産合計</b>	<b>52,574,411</b>
<b>資産合計</b>	<b>73,834,650</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>73,834,650</b>

それでは、次の（ア）～（ウ）にかけて、7ページを参考例として貸借対照表の見方を説明いたします。

## （ア）資産の部

**資産とは、これまで町が行ってきた行政サービスの中で形成された「モノ」です。**

### 1 公共資産

納付された税金や地方債を財源にして取得した土地・建物・道路等のことです。

資産のうち「公共資産」は、約 684 億 7,700 万円で、「資産合計」の約 93%を占めています。

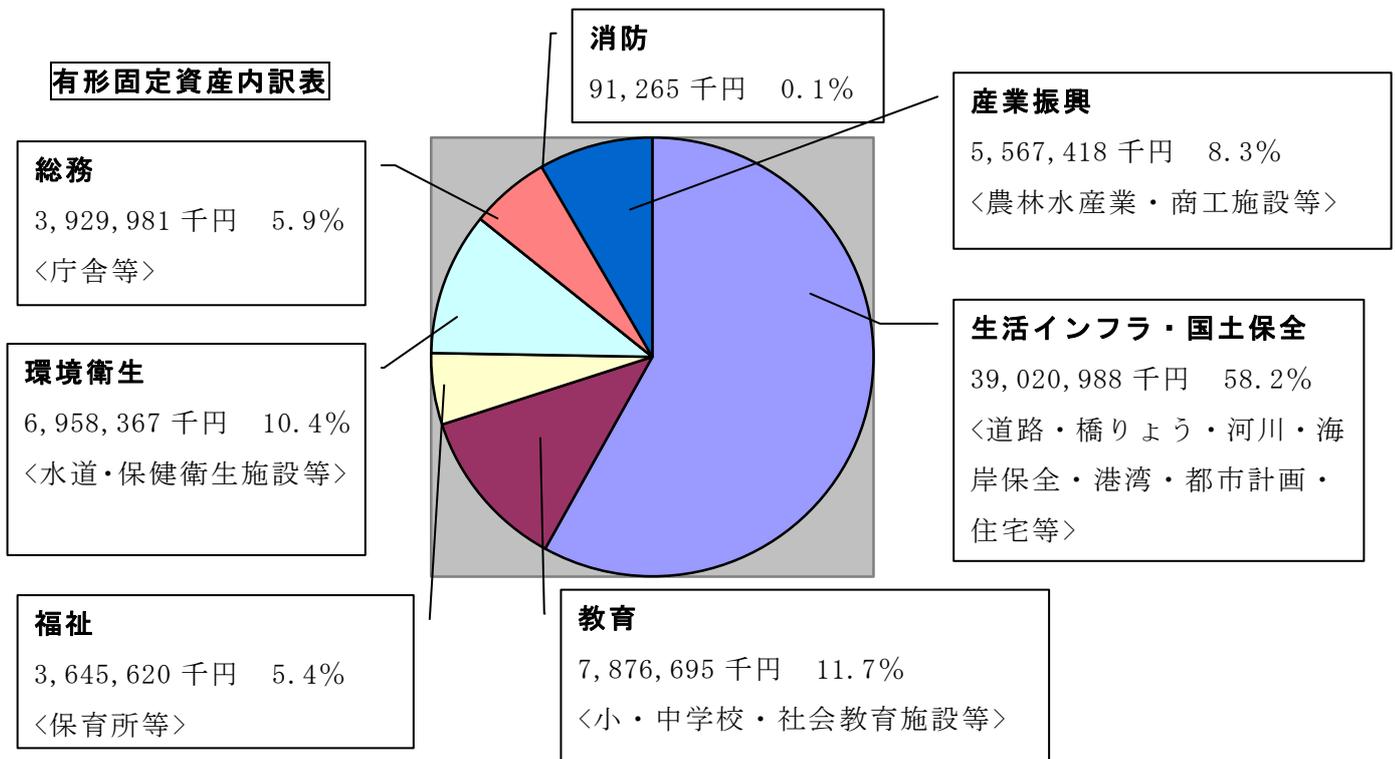
資 産		負 債
1 公共資産		
2 投資等		純資産
3 流動資産		
4 繰延勘定		

#### (1) 有形固定資産

公共資産のうち、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるものです。行政目的別に区分されており、住民サービスを提供するための資産を、どれくらい持っているのかを把握することができます。

土地を除く資産は、毎年その価値が下がっていきます。取得価格から減価償却費を差引いた現在の価値を、累積したものを計上しています。

有形固定資産の各項目の比率は次の表のとおりです。



(2) 無形固定資産

公営事業会計のうち、水道事業会計の電話加入権を計上しました。

(3) 売却可能資産

公共資産のうち、行政目的のために使用されていないものを計上します。平成 20 年度「町全体の貸借対照表」では、売却が確定している「総合運動公園整備用地」「大坪工場用地」「民附宅地造成地」を計上しました。

## 2 投資等

他団体等への「出資金」や「貸付金」、「基金」、納付期限から 1 年以上回収できない「長期延滞債権」を計上しています。また、「貸付金」「長期延滞債権」のうち回収不能と見込まれる額を「回収不能見込額」としてマイナスで計上しています。

<b>資 産</b>		負 債
1 公共資産	2 投資等	
3 流動資産	4 繰延勘定	純資産

(1) 投資及び出資金

他団体等へ約 2 億 1,700 万円の出資をしています。

(2) 貸付等

住宅資金貸付、教育振興基金の貸付残高を計上しています。

(3) 基金等

普通会計の「特定目的基金」や「土地開発基金」、「定額運用基金」、「退職手当積立金」が、約 16 億 6,400 万円、特別会計の「基金」が約 5 億 400 万円を計上しています。

(4) 長期延滞債権

町税、保育料、使用料等のうち、納付期限から 1 年以上納付されていない債権を計上しています。

(5) 回収不能見込額

長期延滞債権と貸付金を、過去 5 年間の不納欠損額から計算し、回収不能見込額を算定しています。

## 3 流動資産

現金及び比較的短期間に現金化が容易な資産を計上しています。

<b>資 産</b>		負 債
1 公共資産	2 投資等	
3 流動資産	4 繰延勘定	純資産

(1) 資金

普通会計の「財政調整基金」「減債基金」が、

約 13 億 900 万円。

普通会計と公営事業会計の、「歳入歳出差引額」となる「現金」を計上しています。

(2) 未収金

平成 20 年度で調定した町税等の未収金を計上しています。

普通会計で約 1 億 1,700 万円、公営事業会計で約 1 億 900 万円計上しました。

(3) その他

公営事業会計のうち、水道事業の貯蔵品を計上しています。

(4) 回収不能見込額

平成 20 年度の未収金を、過去 5 年間の不納欠損額から計算し、回収不能見込額を算定しています。

#### 4 繰延勘定

公営事業会計の中の水道事業経理の一つです。

(本年度の支出の効果が、次年度以降に及ぶものを資産としたもの。)

ここでは、開発費として「水道管網図」を計上してあります。

<b>資 産</b>	負 債
1 公共資産	
2 投資等	純資産
3 流動資産	
4 繰延勘定	



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その3＝



#### <未収金・長期延滞債権・回収不能見込額も資産なの？>

未収金や長期延滞債権は、町の「資産」に位置付けられます。その理由は、将来的（未収金が回収されたとき）に資産（現金）になるからです。

しかし、未収金等がすべて回収されるわけではありません。したがって、過去の不納欠損額から計算し、回収不能見込額を算定し、資産から除く必要があります。

ただし、回収不能見込額で資産から引かれた金額は、回収をあきらめた金額ではなく、この算定方法は新地方公会計制度の財務書類を作成するために算定した数値です。実際の実務では、回収不能見込額を減らす努力を日々行っています。

## (イ) 負債の部

負債とは、簡単にいえば「借金」です。  
その「借金」にもさまざまな形態、返済期間が設定されています。

### 1 固定負債

固定負債は、翌々年度以降に支払や返済が行われる「地方債」「退職手当引当金」などを計上しています。

#### (1) 地方債

町が、建物や道路などを造る際に、借金をする場合があります。この借金を「地方債」と呼びます。

地方債のうち翌々年度（平成 22 年度）以降に償還されるものが、普通会計地方債で約 85 億 4,800 万円、公営事業地方債で約 100 億 5,700 万円となり、合計額は、固定負債合計の約 93%を占めています。

#### (2) 引当金（退職手当引当金）

特別職を含む全職員が今年度末に普通退職すると仮定した場合に、必要と見込まれる退職手当支給額を計上しています。

資 産	負 債
	1 固定負債
	2 流動負債
純資産	

### 2 流動負債

「借金」のうち 1 年以内に支払や返済が行われる「地方債」や「賞与引当金」などを計上しています。

#### (1) 翌年度償還予定地方債

地方債のうち翌年度（平成 21 年度）の償還予定額は、普通会計で約 8 億 5,400 万円、特別会計で約 3 億 9,300 万円となっています。

#### (2) 賞与引当金

翌年度（平成 21 年度）の 6 月に支給される賞与のうち、平成 20 年度負担相当額を計上しています。

#### (3) その他

公営事業会計のうち、水道事業の預かり金を計上しています。

資 産	負 債
	1 固定負債
	2 流動負債
純資産	

## (ウ) 純資産の部

純資産とは、「資産」と「負債」の差額で過去又は現役世代の負担分です。

### 1 公共資産等整備国県補助金等

町が行政サービスを行うのに、国や県から補助金を受け取ることがあります。

決算統計が開始した、昭和 44 年度から現在までに蓄積されたこの補助金は、借金ではないので将来返済する必要がありません。したがって、町が取得した資産になります。

ただし、この補助金は行政サービスを行った結果、形成された有形固定資産の一部に充てているため、減価償却を行い計上します。

	負債
資産	純資産
	1 公共資産等整備国県補助金等
	2 公共資産等整備一般財源等
	3 その他一般財源等
	4 資産評価差額

### 2 公共資産等整備一般財源等

決算統計が開始した昭和 44 年度から現在までに蓄積された公共資産を形成するために充てた一般財源を計上しています。国県補助金等と同様に減価償却を行い計上しています。

### 3 その他一般財源等

資産合計から負債合計と公共資産等整備国県補助金等、公共資産等一般財源等、資産評価差額を差し引いた額です。その結果プラスになればその額は、翌年度以降に自由に使える財源ということになります。

しかし、マイナスの場合はその額の用途が既に拘束されることになり、約 17 億 4,600 万円がそれにあたります。これは、退職手当引当金や赤字地方債と呼ばれる減税補てん債、臨時財政対策債などの資産形成につながらない負債に対しての蓄えがないことが考えられます。

### 4 資産評価差額

資産の再評価を行った場合の資産計上額と再評価額との差額及び寄附等により無償で資産を受贈した場合の資産に係る評価額の合計を計上していま

す。



## もっと知ろう！新地方公会計制度＝その4＝



### <引当金ってなに？>

将来の資産の減少に備え、合理的に見積ることができる範囲の額を見込んで計上する際に使用する勘定科目をいいます。

例えば、退職手当引当金とは、将来支払う退職金のうち、今年度までに発生した分を負債として計上したものです。実際に退職金が支払われるのは、職員が退職するときですが、その退職金の負債は、職員が入庁したときから発生しています。そのため、将来支払うべき金額の今年度までに発生した分を計上しています。

賞与引当金も同様で、来年6月期の賞与は、今年度3月分までに発生した分と来年度の基準日までの分を合算して支払われます。そのため、今年度までに発生した分を計上しています。

この金額は、現金主義・単式簿記の会計では、計上しないものです。しかし、発生主義の考えを用いている新地方公会計では、将来必ず支払わなければならない負債が発生した時点で、計上します。



## もっと知ろう！新地方公会計制度＝その5＝



### <地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）との関連性ってなに？>

財政健全化法は、実質赤字比率・実質連結赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標を作成し、財政健全化団体（黄色信号）なのか、財政再生団体（赤信号）なのかの確認を行っています。

新地方公会計制度の財務書類によって得られる財務情報と健全化判断比率とは異なり、将来負担比率の将来負担額と連結貸借対照表の負担額も異なります。しかし、公会計の財務書類で集積されたストックや連結の考え方を常に意識しておくことは、たとえ財政健全化団体や再生団体にならなくとも非常に重要なことです。

衆参両議院での「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に対する付帯決議」では、「企業会計を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備の促進を図る措置を講ずること。」とされ、特に参議院では「(前略) 統一的な地方公会計基準について早急に具体的な検討を進めること。」とされています。新地方公会計制度も財政健全化法と同様、町の姿を数字に表した鏡といえます。

### (3) 財務分析

貸借対照表で町全体の状態を表してみました。

#### 1 社会資本形成の世代間負担比率

これまで造られた公共資産に関わる負担を「これまでの世代」と「将来世代」でどれだけ負担するのかを示す比率です。

(資産の部)  公共資産合計 684 億 7,700 万円 (A)	(負債の部) 将来世代の負担 (A) - (B) <b>23.2%</b>
	(純資産の部) これまでの世代の負担 525 億 7,400 万円 <b>76.8%</b> (B)

\* 分析説明 \*

純資産は、過去及び現在世代の負担により形成された財産の額を示しています。したがって、公共資産合計額に対する純資産の割合は、現存する公共資産のうち、どれだけこれまでの世代の負担（既に納付された税金等）で賄われたかを示すものです。

公共資産は、それを使用することにより町民サービスを生み出すものであり、純資産の占める比率が高ければ、これまでの世代が負担した税金等で形成された資産から将来にわたってサービスが受けられるため、将来負担が少ないといえます。逆に、公共資産合計額に対する地方債残高の割合が高いほど、現在使用する資産を将来納付される税金等（将来世代の負担）により形成しているため、将来世代の負担が大きいといえます。

上記の表が示すとおり、今ある資産の約 23% を将来世代に負担してもらう必要がありますが、町の借金は、一般家庭とは異なり、これから数十年使える施設や道路の費用を現役世代だけに負担してもらうのではなく、その施設や道路を使用する将来世代にも負担してもらうという考えによるも

のです。

世代間負担比率では、将来世代と現役世代の負担バランスが重要となります。

## 2 資産老朽化比率

有形固定資産明細表の耐用年数経過割合を示す比率で、取得価格に対応する減価償却累計額の割合を計算することによって求められます。

有形固定資産明細表

(単位：千円・%)

	有形固定資産計上額		減価償却累計額 (C)	資産老朽比率
	(A)	土地 (B)		$\frac{(C)}{(A)-(B)+(C)}$
生活インフラ・国土保全	39,020,988	14,981,057	10,824,089	31.0
教育	7,876,695	1,027,551	3,727,526	35.2
福祉	3,645,620	1,176,475	1,532,021	38.3
環境衛生	6,958,367	226,752	2,723,163	28.8
産業振興	5,567,418	1,515,650	6,256,505	60.7
消防	91,265	50,578	624,599	93.9
総務	3,929,981	1,078,730	1,505,878	34.6
合計	67,090,334	20,056,793	27,193,781	36.6

### \*分析説明\*

有形固定資産は、平均して耐用年数の36.6%が経過しています。特に老朽比率が高い資産は、消防資産に分類されるものです。具体的には消防団詰所や火の見櫓やぐら等が該当します。

町の資産の建替えは、一度に多額のお金を必要とします。そこで、補修や補強を加えながら資産を維持し、計画的な建替えを行わなければなりません。資産の老朽化を判断し、資産管理にこの比率を活用します。

### 3 流動比率

短期の資金繰りを見るのに役立つ比率です。作成時から1年以内に返済しなければならない負債（流動負債）に対して、現金などの手持ちの資金（流動資産）がどのくらいあるのかを示す比率です。流動資産合計を流動負債合計で除して求めます。

流動比率 = 196%

<会計別>

普通会計 = 190%

水道事業会計 = 690%

公共下水道事業会計 = 6%

※他の会計には、負債がありません。

\*分析説明\*

この比率は高いほど安定しているといえます。したがって、今回の町全体の財務書類から見た結果は、作成時から1年以内に返済する負債に対して十分な備えがあるといえます。

また、この値が小さくなると、資金に融通が効かなくなり「財政の硬直化」が懸念されるようになります。



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その6＝



<健全化判断比率のうち実質公債費比率・将来負担比率をしてみよう>

町の健全化判断比率

指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質公債費比率	15.1 %	25.0 %	35.0 %	一般会計などの支出のうち、借入金の返済額やこれに準じる額の負担の大きさを表す指標で、資金繰りの危険度を示します。
将来負担比率	93.6 %	350.0 %		一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担などの、現時点で想定される実質的な負担の大きさを示す指標で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

流動比率と健全化判断比率のどちらからも安定した財政運営であることがわかります。

#### 4 町民1人当たりの貸借対照表

町民1人当たりの貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：千円）

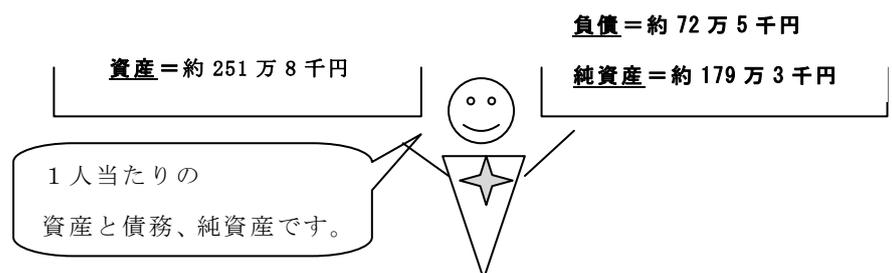
資産の部		負債の部	
1 公共資産	2,336	1 固定負債	680
(1)有形固定資産		2 流動負債	45
①生活インフラ・国土保全	1,331		
②教育	268	<b>負債合計</b>	<b>725</b>
③福祉	124	純資産の部	
④環境衛生	237	1 公共資産等整備国県補助金等	
⑤産業振興	189		434
⑥消防	3	2 公共資産等整備一般財源等	1,416
⑦総務	134	3 その他一般財源	△59
2 投資等	92	4 資産評価差額	2
3 流動資産	89	<b>純資産合計</b>	<b>1,793</b>
4 繰延勘定	1		
<b>資産合計</b>	<b>2,518</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,518</b>

（平成21年3月31日現在）住民基本台帳人口：29,307人

#### \*分析説明\*

上の表から、町民1人当たり約233万6千円の公共資産を所有し、約72万5千円の負債を背負っていることがわかります。

基準日における人口で町民1人当たりに置き換えてみると、保有資産、負債金額がより身近な金額になってきます。



## 2 行政コスト計算書

### (1) 行政コスト計算書とは

1年間の行政活動のうち、資産形成につながらない経済的な行政サービスに要したコストと、その財源を対比させたものです。

町に1年間入ってくるお金は、道路や施設などの資産形成に使用されるものと、資産形成につながらないサービスに使用されるものに分けることができます。資産形成に使用されたお金の流れが貸借対照表に計上され、資産形成に使用されていない、その年度中のサービスで終わってしまうお金の流れが行政コスト計算書に計上されます。また、行政コスト計算書も、発生主義の考えを採っているため、退職手当等引当金繰入等や減価償却費など、実際にお金の支出がなくても、その年度の経費として計上されるものがあります。

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書に近いものです。損益計算とは、いくら収益があつて、それを生産するためにいくら費用がかかり、その結果、損益がいくらだったのかを示すものです。

新地方公会計制度の行政コスト計算書は、損益を見ることが目的ではなく、行政サービスのコスト（原価）計算に重点が置かれています。行政サービスの内容が、その費用で妥当であったかを知る手掛かりとして行政コスト計算書があるといえます。

経常行政コストを経常収益でどれだけ賄っているか比率を示すことができる行政コスト計算書は、受益者負担を端的に示す指標となります。

町の各会計における決算から、「町全体の行政コスト計算書」を作成し、当町が経済的な行政サービスに要したコストとその財源を明らかにしました。

行政コスト計算書の概略図（説明）

		総額	構成 比率	生活イ ンフラ	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	支 払 利息	回収 不能	その 他・	
1	(1)人件費	<b>1 行政サービスの担い手である職員に要するもの</b> <b>=人件費等にかかるコスト=</b>										
	(2)退職手当等引当金繰入等											
	(3)賞与引当金繰入額											
	小 計	<b>2 地方公共団体が最終消費者になっているもの</b> <b>=物件費等にかかるコスト=</b>										
2	(1)物件費	<b>2 地方公共団体が最終消費者になっているもの</b> <b>=物件費等にかかるコスト=</b> (1)物件費…町が支出する消費的性質の経費 (2)維持補修費…町が管理する公共施設等の効用を保全するための経費 (3)減価償却費…貸借対照表における有形固定資産の減価償却費相当額を計上										
	(2)維持補修費											
	(3)減価償却費											
	小 計	<b>3 他の主体に移転して効果が出てくるようなもの</b> <b>=社会保障給付等にかかるコスト=</b>										
3	(1)社会保障給付	<b>3 他の主体に移転して効果が出てくるようなもの</b> <b>=社会保障給付等にかかるコスト=</b> (1)社会保障給付…町が各種法令（生活保護法・児童福祉法等）に基づき被扶養者に対して支給する経費 (2)補助金…町から他の地方公共団体もしくは民間に対し、行政上の目的を持って交付する経費 (3)他会計等への支出額…特別会計等の他会計に対する財政支援（繰出金）に係る経費 (4)他団体への公共資産整備補助金等…普通建設事業費のうち、他団体が町からの補助金等を財源に公共施設を整備した場合、整備された資産は町の資産ではないため、その補助金を計上										
	(2)補助金											
	(3)他会計等への支出額											
	(4)他団体への公共資産整備補助金等											
	小 計	<b>4 その他のコスト =その他のコスト=</b>										
4	(1)支払利息	<b>4 その他のコスト =その他のコスト=</b> (1)支払利息…地方債の元金償還金について、利子分のみ計上 (2)回収不能見込額…新地方公会計制度上で、調定された歳入が徴収できないとするもの (3)その他行政コスト…その他経済的行政コスト										
	(2)回収不能見込額											
	(3)その他行政コスト											
	小 計											
経常行政コスト a												
(構成比率)												

1 使用料・手数料									
2 分担金・負担金・寄附金									
3 保険料	サービスを受けるための受益者が負担した金額								
4 事業収益									
5 その他特定行政サービス収入									
6 他会計補助金等									
経常収益 b									
b / a									
(差引) 純経常行政コスト a - b									



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その7＝



＜減価償却費ってなに？＞

減価償却も発生主義の考え方を採り、今までの現金主義の決算にはないものでした。道路や施設などの資産は、使用や時間の経過によって価値が減少していきます。この価値の減少部分について耐用年数に応じて費用として計上し、同時に固定資産の帳簿価値を減少させることになっています。ただし、土地は使用することによる価値の減少はないので、減価償却を行いません。

町では、総務省から発表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参考にして財務書類を作成しており、減価償却の方法は、資産の価値がなくなるまで、毎年一定額を減額する、「定額法」を採用しています。

なお、減価償却は資産の取得年度（支払年度）の翌年度から開始します。その理由は、資産の引き渡し（支払完了）が年度末に集中しているからです。

## (2) 行政コスト計算書の中身

当町における平成 20 年度の「町全体の行政コスト計算書」は、次のとおりです。

### 町全体の行政コスト計算書（簡略図）

（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）

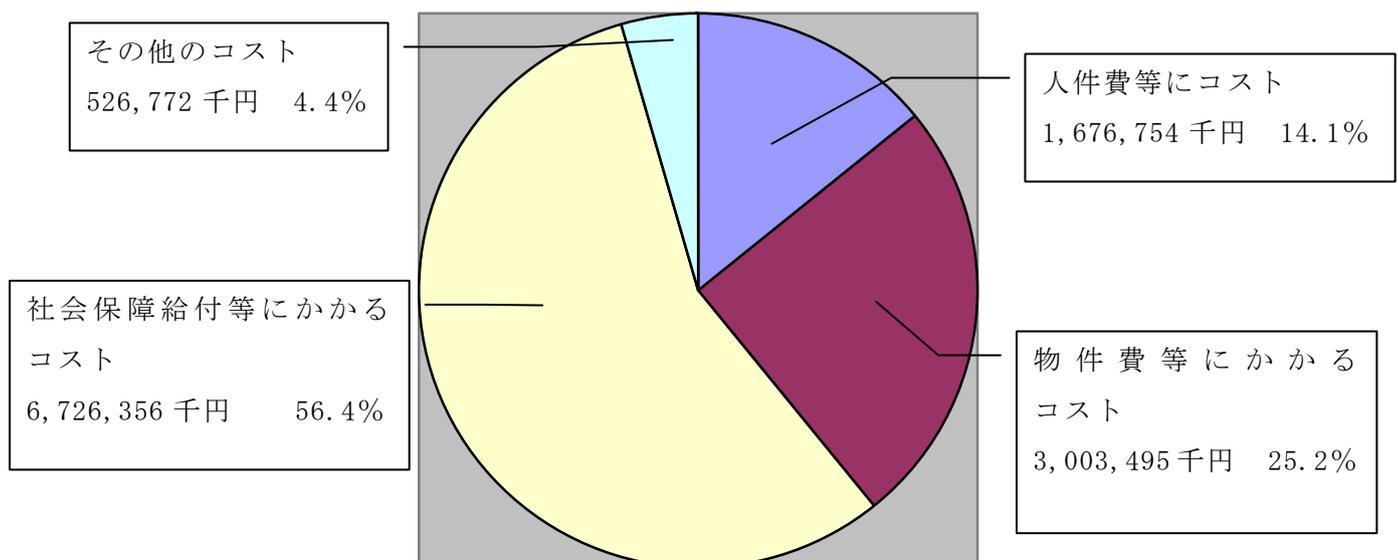
（単位：千円、％）

区 分		総 額	構成比率
1	(1)人件費	1,342,742	11.3
	(2)退職手当等引当金繰入額	248,995	2.1
	(3)賞与引当金繰入額	85,017	0.7
	小 計	1,676,754	14.1
2	(1)物件費	1,355,808	11.4
	(2)維持補修費	46,488	0.4
	(3)減価償却費	1,601,199	13.4
	小 計	3,003,495	25.2
3	(1)社会保障給付	3,431,423	28.8
	(2)補助金等	3,059,024	25.6
	(3)他会計等への支出額	81,658	0.7
	(4)他団体への公共資産整備補助金等	154,251	1.3
	小 計	6,726,356	56.4
4	(1)支払利息	453,973	3.8
	(2)回収不能見込計上額	49,758	0.4
	(3)その他行政コスト	23,041	0.2
	小 計	526,772	4.4
<b>経常行政コスト a</b>		<b>11,933,377</b>	<b>100</b>

区 分	金 額
1 使用料・手数料	191,000
2 分担金・負担金・寄付金	1,331,727
3 保険料	1,271,405
4 事業収益	576,193
5 その他特定行政サービス収入	21,782
6 他会計補助金等	20,187
経常収益 b	3,412,294
b/a	28.6%

(差引) 純経常行政コスト a - b	8,521,083
---------------------	-----------

(ア) 性質別行政コストの内訳

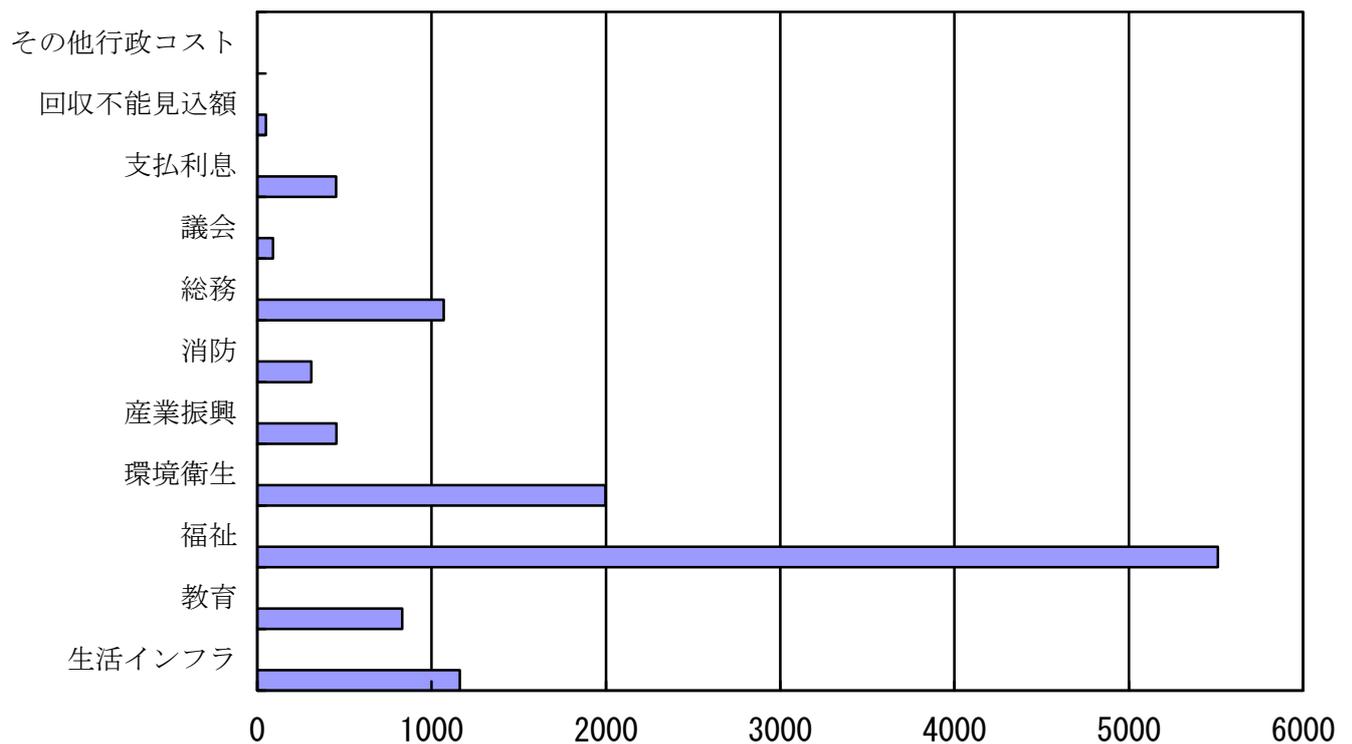


21 ページの「町全体の行政コスト計算書」を目的行政コスト別に表すと下のとおりになります。

当町の特徴として、福祉に多額の支出をしていることが一目でわかります。

目的別項目	経常行政コスト(千円)	目的別項目	経常行政コスト(千円)
生活インフラ	1,162,130	総務	1,070,567
教育	832,151	議会	91,162
福祉	5,511,121	支払利息	453,973
環境衛生	1,997,938	回収不能見込額	49,758
産業振興	454,165	その他行政コスト	0
消防	310,412		

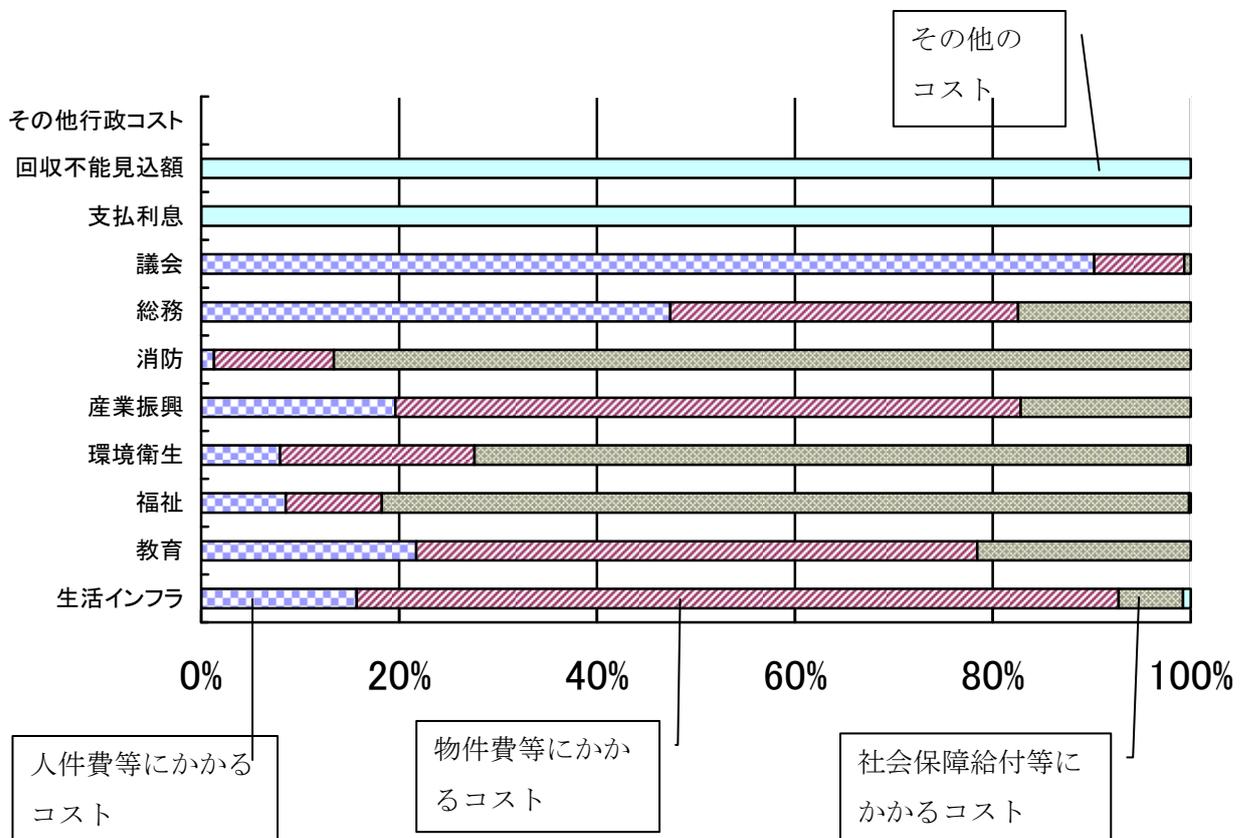
(単位：百万円)



「人件費等にかかるコスト」「物件費等にかかるコスト」「社会保障給付等にかかるコスト」「その他のコスト」のそれぞれの目的別の割合は次のようになります。

(千円：%)

	人件費等にかかるコスト		物件費等にかかるコスト		社会保障給付等にかかるコスト		その他のコスト	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
生活インフラ・	182,511	15.7	894,962	77.0	75,639	6.5	9,018	0.8
教育	180,997	21.8	471,684	56.7	179,470	21.6	0	0
福祉	471,081	8.5	534,728	9.7	4,496,974	81.6	8,338	0.2
環境衛生	159,202	8.0	392,878	19.7	1,440,173	72.1	5,685	0.2
産業振興	89,088	19.6	287,106	63.2	77,971	17.2	0	0
消防	4,061	1.3	37,537	12.1	268,814	86.6	0	0
総務	507,563	47.4	376,284	35.1	186,720	17.5	0	0
議会	82,251	90.2	8,316	9.1	595	0.7	0	0
支払利息	0	0	0	0	0	0	453,973	100
回収不能見込額	0	0	0	0	0	0	49,758	100
その他行政コスト	0	0	0	0	0	0	0	0

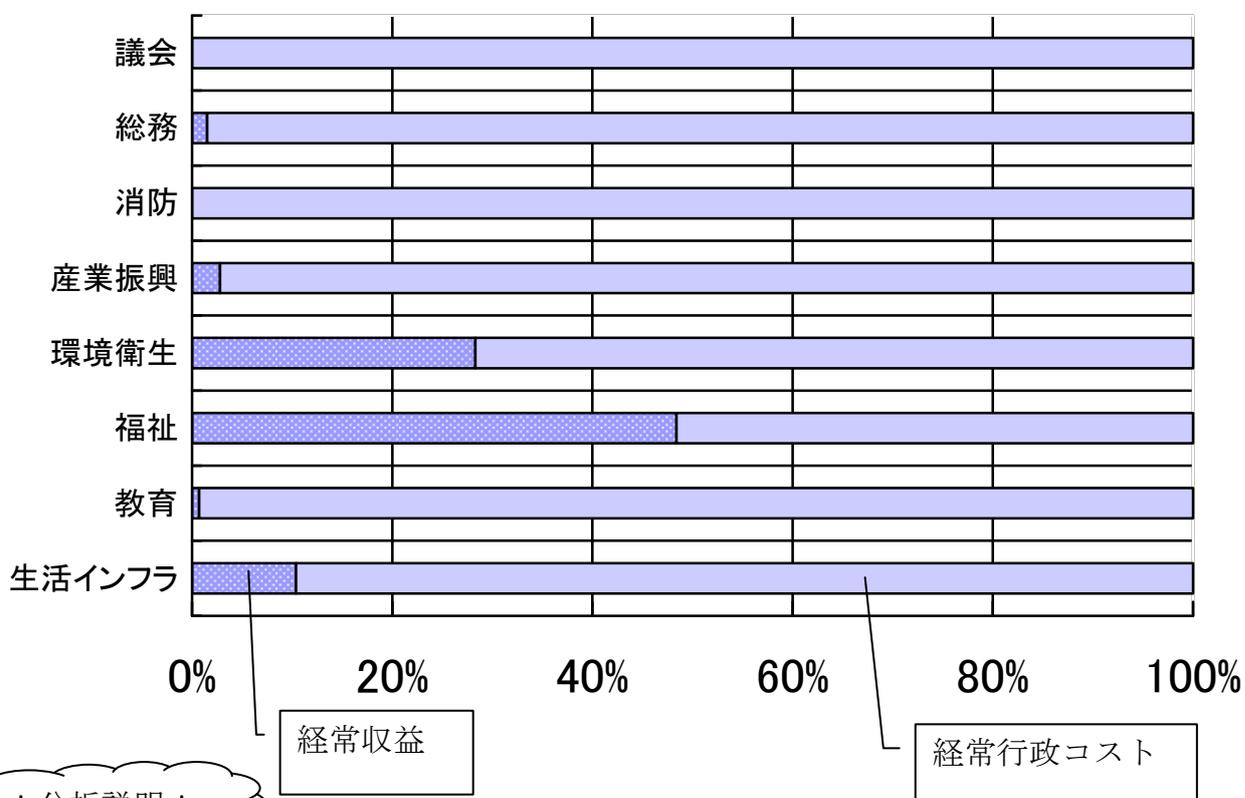


### (3) 財務分析

#### 1 受益者負担比率

経常収益は、受益者負担金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。

目的別項目	受益者負担率 (%)	目的別項目	受益者負担率 (%)
生活インフラ・	10.4	産業振興	2.8
教育	0.7	消防	0
福祉	48.4	総務	1.5
環境衛生	28.3	議会	0



\*分析説明\*

受益者負担比率は、経常行政コストに対して、施設利用料などの行政サービス提供で得られた受益者負担で直接賄っている比率を示しています。

例えば、目的分類された「生活インフラ・国土保全」は、受益者で賄っている収入が、コストの10.4%になります。受益者負担で賄いきれない収入は、税金等の財源で賄われます。

## 2 町民1人当たりの行政コスト計算書

町民1人当たりの行政コスト計算書  
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

【性質別】

(単位：千円)

区 分		総 額	構成比率
1	(1)人件費	46	11.3
	(2)退職手当等引当金繰入額	8	2.1
	(3)賞与引当金繰入額	3	0.7
	小 計	57	14.1
2	(1)物件費	46	11.4
	(2)維持補修費	2	0.4
	(3)減価償却費	55	13.4
	小 計	103	25.2
3	(1)社会保障給付	117	28.8
	(2)補助金等	104	25.6
	(3)他会計等への支出額	3	0.7
	(4)他団体への公共資産整備補助金等	5	1.3
	小 計	229	56.4
4	(1)支払利息	15	3.8
	(2)回収不能見込計上額	2	0.4
	(3)その他行政コスト	1	0.2
	小 計	18	4.4
<b>経常行政コスト a</b>		<b>407</b>	<b>100</b>

【目的別】

(単位：千円)

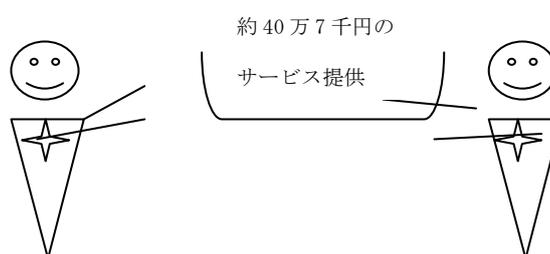
	生活イン フラ・	教育	福祉	環境 衛生	産業 振興	消防	総務	議会	支払 利息	回収不能 見込・・・	その他行 政コスト
<b>経常行政 コスト</b>	40	28	188	68	15	11	37	3	15	2	0

(平成21年3月31日現在) 住民基本台帳人口：29,307人

\*分析説明\*

この表から、平成20年度は、平均して町民1人当たり約40万7千円のサービスの提供をしたこととなります。特に、福祉に係る経常行政コストの値が顕著です。

福祉サービスは、その性質上単年度に行われる事業が多く、また、町の施策として福祉事業を重要視していることを示しています。



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その8＝



<行政コスト計算書はどのように見るの？>

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差引きしたものが「純経常行政コスト」になります。

行政コスト計算書は、縦軸の項目に性質別（人件費等にかかるコスト、物件費等にかかるコスト等）が計上され、横軸の項目に行政目的別（生活インフラ・国土保全、教育等）が計上される形式で表示されます。

例えば、「生活インフラ・国土保全」の行政目的別に分類されたサービスを提供するために、人件費や物件費など、どのような性質の経費が用いられたのかが分かるようになっています。

また、どのような手法で行政サービスを提供するのかも、目的別行政コストに影響を与えます。例えば、し尿処理を町で行った場合、環境衛生の人件費や物件費及び減価償却費が大きくなります。一方、一部事務組合で事業を行い補助金等を支出している場合には、環境衛生の「補助金等」が大きくなります。

### 3 純資産変動計算書

#### (1) 純資産変動計算書とは

貸借対照表の純資産が、1年間でどのような財源や要因で増減したのかを表したものです。

純資産とは、町が保有する資産のうち現役世代又はこれまでの世代が負担し、すでに債務の返済が済んでいる資産を表しています。そのため、純資産変動計算書における純資産の変動は、現役世代と将来世代との間での負担配分の変動を意味します。

また、税収や国・県補助金相当額の減価償却などによる期首（年度初め）から期末（年度末）への純資産の増減や要因別の変動を明らかにします。

#### 純資産変動計算書の概略図（説明）

		純資産合計
期首純資産残高		
純経常行政コスト	<行政コスト計算書の純経常行政コストをマイナスで転記>	
一般財源		
地方税	<町民税（個人・法人）、軽自動車税、固定資産税等>	
地方交付税	<普通交付税、特別交付税>	
その他行政コスト充当財源	<地方譲与税、地方特例交付金等>	
補助金等受入	<当該年度の国庫支出金及び県支出金のうち、町で行う普通建設事業費の財源となった金額>	
臨時損益		
公共資産除売却損益	<除却した資産の計上額、売却した資産の金額と資産計上額の差額>	
科目振替	<純資産を構成する科目相互間での異動>	
公共資産整備への財源投入	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">           当年度に公共資産の財源として拘束された金額と、用途の自由な一般財源として回収された金額との振替         </div>	
公共資産処分による財源増		
貸付金・出資金等への財源投入		
貸付金・出資金等の回収等による財源増		

減価償却による財源増	
地方債償還等に伴う財源振替	
出資の受入・新規設立	
資産評価替えによる変動額	<貸借対照表上で資産を評価した結果生じた変動額>
無償受贈資産受入	<寄附等により無償で資産を受贈した場合の金額>
その他	
期末純資産残高	

## (2) 純資産変動計算書の中身

当町における平成 20 年度の「町全体の純資産変動計算書」は、次のとおりです。

### 町全体の純資産変動計算書 (簡略図)

(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	純資産合計	公共資産等 整備国県補 助金等	公共資産等 整備一般財 源等	その他一般財 源	資産評価 差額
期首純資産残高	51,754,732	12,853,299	40,435,667	△1,566,235	32,001
純経常 行政コスト	△8,521,083			△8,521,083	
一般財源	7,216,885			7,216,885	
補助金等受入	2,047,072	304,627		1,742,445	
臨時損益	16,058			16,058	
科目振替		△419,598	1,073,991	△654,393	
出資の受入 ・新規設立	17,952			17,952	
資産評価替えによ る変動額	△2,998				△2,998
無償受贈資産受入	45,793				45,793
その他			△2,156	2,156	
期末純資産残高	52,574,411	12,738,328	41,507,502	△1,746,215	74,796

純資産変動計算書の横軸の項目は、貸借対照表の「純資産の部」の内訳と同じ項目に分かれています。期首純資産残高が前年度（平成 19 年度末）の貸借対照表の「純資産の部」と一致し、期末純資産残高が今年度（平成 20 年度末）の貸借対照表の「純資産の部」と一致しています。

## (ア) 行政コスト計算書と純資産変動計算書との関係

行政コスト計算書

経常行政コスト－経常収益＝純経常行政コスト

純資産変動計算書

期首純資産残高
－
純経常行政コスト
＋
一般財源、補助金等受入
＋・－
臨時損益
＋・－
出資の受入・新規設立
＋・－
資産評価替えによる変動額
＋・－
無償受贈資産受入
＋・－
その他
＝
期末純資産残高

純資産変動計算書には、行政コスト計算書で算定された純経常行政コストがマイナスで転記されています。行政コスト計算書では、直接行政サービスの対価として収入されたもの（使用料、手数料等）を財源として充てたため、約 85 億 2,100

万円もマイナスでした。

純資産変動計算書の「一般財源・補助金等受入」で、税金や交付税等の経常的な収入がどの程度調達できたかを把握でき、純経常行政コストが受益者以外の収入によって、どの程度賄われたのかが分かります。

## (イ) 純資産変動計算書と貸借対照表との関係

純資産変動計算書の期末純資産残高は、貸借対照表の純資産の部に計上されている金額で、すでに債務の返済が済んでいる資産を表しています。

純資産変動計算書における純資産残高の増加は、現役世代の負担や国、県の補助金等を財源として公共資産を増やしたか、翌年度以降に自由に使える財源が増えたことを意味します。また、純資産残高の減少は、使用期間の経過による減価償却で公共資産の価値が減ったか、売却などで公共資産が減ったか、翌年度以降に自由に使える財源が減ったことを意味します。

## 4 資金収支計算書

### (1) 資金収支計算書とは

1年間に現金の出入りがどれだけあったのかの情報を表すものです。

現金の増加や減少を表し、町の「歳入歳出決算書」に馴染み深いものです。  
現金の出入りの情報を「経常的収支の部」「公共資産整備収支の部」「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表すものです。

個々の会計における決算書では町全体としての現金の出入りは把握しにくい  
ため、「町全体の資金収支計算書」を作成し情報を明らかにしました。

#### 資金収支計算書の概略図(説明)

区 分	内 容
経常的収支の部	税金や使用料などを財源として、行政サービスを提供する資金の収支
公共資産整備収支の部	公共資産を整備する資金の収支
投資・財務的収支の部	資金の借入や返済、基金の積立や取崩などに伴う収支

## (2) 資金収支計算書の中身

当町における平成20年度の「町全体の資金収支計算書」は、次のとおりです。

### 町全体の資金収支計算書 (簡略図)

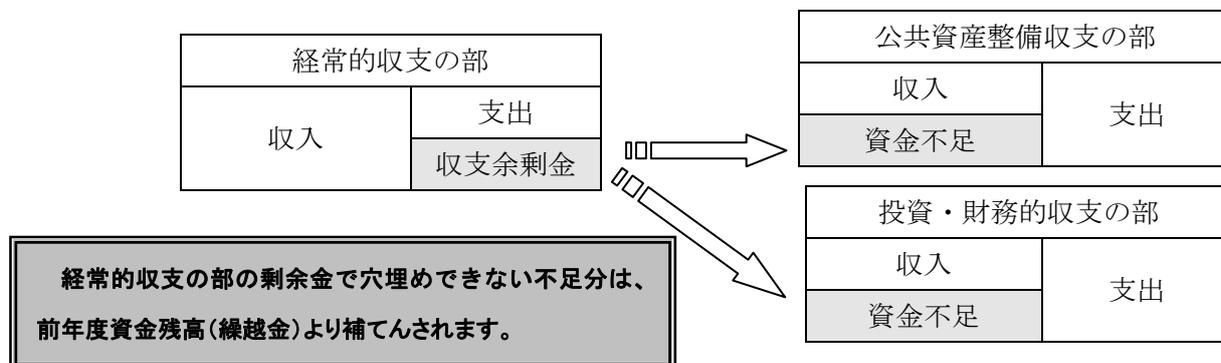
平成20年4月1日～平成21年3月31日

(単位：千円)

1 経常的収支の部	
支出合計	10,154,512
収入合計	12,587,992
<b>経常的収支額</b>	<b>2,433,480</b>
2 公共資産整備収支の部	
支出合計	2,540,760
収入合計	1,335,617
<b>公共資産整備収支額</b>	<b>△1,205,143</b>
3 投資・財務的収支の部	
支出合計	2,100,076
収入合計	514,688
<b>投資・財務的収支額</b>	<b>△1,585,388</b>

#### (ア) 3つの区分の関係

「経常的収支の部」で生じた収支余剰金（黒字）で、「公共資産整備収支の部」と「投資・財務的収支の部」の資金不足（赤字）を穴埋めする関係になります。この財源は一般財源で賄われたことを意味しています。



### (3) 財務分析

#### 1 地方債の償還可能年数

町の抱えている地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に、何年で返済できるかを表す指標で、債務返済能力を測る指標です。

地方債残高を、経常的収支額（地方債発行額及び基金取崩額を除く。）で除して求めます。

償還可能年数＝約 10 年

\*分析説明\*

今年度の収入合計で計算すると、償還可能年数は約 10 年になります。

町が抱えている地方債を返済するには、何らかの形で資金を確保しなければなりません。また、安定的に返済を行っていかねばなりませんので、資金原資としては経常的に確保できる資金である必要があります。この指標が小さいほど借金の経常的収支に対する負担は軽く、債務償還能力が高いことになります。



もっと知ろう！新地方公会計制度＝その9＝



＜資金収支計算書は、会社（企業）でいうところのキャッシュ・フローを真似たものです。＞

企業の決算において作成されるキャッシュ・フロー計算書は、活動別に「営業活動」「投資活動」「財務活動」の3つに分けることとされています。それぞれの活動区分別に、資金調達財源やその用途を明らかにすることによって、それぞれの内訳やその収支状況が把握できるからです。

新地方公会計の資金収支計算書も、現金の出入りを3つに分けてそれぞれの収支状況を把握しています。企業でいう「営業活動」の部分が「経常収支の部」、「投資活動」と「財務活動」の部分が「投資・財務的収支の部」にあたります。また、資金収支計算書には企業にはない「公共資産整備収支の部」があります。

## 第4章 おわりに

今回作成いたしました財務書類は、国から示された作成要領に従ってまとめたものであり、昭和44年度以降の資産状況を決算統計資料によって表したものです。このため、今回公表する公共資産の残高は、当町における全ての公共資産残高と乖離したものとなっておりますが、投資等、流動資産、固定負債及び流動負債の内容などについては、当町の現在の実態を表したものとなっております。したがって、今回の財務書類は、当町の資産全体を把握するまでには至っていませんが、資産形成の経過、債務の状況、行政コストの実態、資金収支の内容などを確認するためには有用な資料となっております。

目下、総務省では、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」を組織し、新地方公会計制度の見直しや財務分析の活用方法などについて研究を進めていますので、今後、自治体の財務分析の重要な資料として徐々に精度を高めていく方向にあります。当町でも、そうした取り組みを着実に進めておりますので、その結果につきましては、今後の公表資料に反映してまいります。